

様式第20の3（第49条の2関係）

文献の写しの請求書

特 許
印 紙

()

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

（識別番号）

氏 名（名称）

（署名：_____）

あ て 名

国 籍

住 所

3 代理人

（識別番号）

氏 名

（署名：_____）

あ て 名

4 請求に係る文献名

5 請 求 の 理 由

6 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「請求の理由」の欄の次に「予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、「予納台帳番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「請求の理由」の欄の次に「振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、「振替番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「出願人（代表者）」の欄（代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄）に「（識別番号）」の欄を設けて、識別番号を記載し、「請求の理由」の欄の次に「支払方法」の欄を設けて、「指定立替納付」と記載し、「支払方法」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「（識別番号）」の欄は設けるには及ばない。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「請求の理由」の欄の次に「納付番号」の欄を設けて、納付番号を記載し、「納付番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、納付した手数料の額を記載する。
- 2 第83条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「添付書類の目録」の欄の上に「その他」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。